

◎新潟県告示第259号

新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査規程（平成23年2月新潟県告示第128号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第12条 <u>削除</u>	<u>(書類の経由)</u> 第12条 第3条、第8条、第9条又は第10条の規定により県内業者が提出する書類は、その主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。